

# 学校における働き方改革に係る 国及び県の動きについて

令和元年(2019年)6月27日(木)

# 国における「働き方改革」の取組

---

## 1 対象者

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園

教育職員：校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」の中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用

## 2 本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる在校時間を対象とすることを基本とする（所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く）。

校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として、本ガイドラインにおける「勤務時間」とする（休憩時間を除く）。

## 3 上限の目安時間

① 1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内

② 1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、

1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内

（連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6か月まで）

## 2 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

### (2) 業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策

- 学校や地域で発生した業務の仕分けを実施し、**他の主体への対応の要請、教師以外の担い手の確保、業務のスクラップ・アンド・ビルド**により負担を軽減。必要性の低い業務を思い切って廃止。
- これまで学校・教師が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方（※下表）に基づく、役割分担・適正化のために必要な取組の実施

| 基本的には学校以外が行うべき業務  | 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務   | 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務   |
|---|--|--|
| <p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p> | <p>⑤調査・統計等への回答等<br/>(事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応<br/>(輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃<br/>(輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動<br/>(部活動指導員等)</p> <p>※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態</p> | <p>⑨給食時の対応<br/>(学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備<br/>(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理<br/>(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営<br/>(事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導<br/>(事務職員や外部人材との連携、協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応<br/>(専門スタッフとの連携・協力等)</p> |

# 熊本県における「働き方改革」の取組

---

## 1 学校における働き方改革について(通知) (平成30年6月)

県公立高等学校PTA連合会、県特別支援学校PTA連合会と連名で、県立学校の保護者及び教職員に対し、取組への理解と協力を求める文書を発出（市町村教委にも参考送付）

### 内容

- ① 夏休み等における学校閉庁日の設定
- ② 運動部活動の指針の徹底  
（文化部活動も当面、運動部活動の指針に準じる）
- ③ 勤務時間外における留守番電話などによる保護者等への対応

## 2 勤務時間管理

### (1) 県立学校

全ての県立学校において、平成30年12月からICカードを用いたタイムレコーダーを導入。

### (2) 市町村立学校

全ての市町村立学校において、タイムカードやバーコードなどによる勤務時間管理を実施。  
(平成31年6月現在)

## 3 学校閉庁日

(1) 県立学校(平成30年度は試行導入)

① 期 間 平成30年8月11日(土)～8月15日(水)までのうち原則3日以上の設定  
※今年度も8月11日(日)～8月15日(木)までのうち原則3日以上の設定

② 実施に当たって

- ・ 原則、児童生徒等は登校させず、部活動等も実施しない。
- ・ 各種証明書の発行等の窓口業務を行わない。
- ・ 教職員のサービスは、年次有給休暇、特別休暇及び週休日の振替等とする。

(2) 市町村立学校(平成30年8月、12月、平成31年1月)

① 期 間 市町村によって日数は異なるが、夏季休業中及び冬季休業中に設定  
※今年度も全市町村において夏季休業中に学校閉庁日を設定予定

## 4 部活動指針

(1) 運動部活動

○中学校 国のガイドラインに準じた内容に改正(平成30年4月)

○高等学校 国のガイドラインに準じた内容に改正(平成31年3月)

(2) 文化部活動

○小学校 1週間の活動日は4日以内、活動時間は1日2時間以内に設定(平成31年3月策定)

○中学校 国のガイドラインに準じた内容に設定(平成31年3月策定)

○高等学校 ※現在、策定中

# 熊本県における教職員の働き方改革に関する主な取組

## 5 教育庁各課及び知事部局から教員・事務職員・児童生徒等に作業を依頼する文書（調査・照会等）についての事前協議（平成22年度～）

事務処理の様式、回答期限等の見直しを指示し、学校現場における事務負担を軽減

- 教育庁関係           平成22年度   119件           ⇒           平成30年度   65件
- 知事部局関係       平成22年度   46件           ⇒           平成30年度   33件

## 6 教育庁各課・出先機関における事務事業の見直し（平成22年度～）

教育庁各課・出先機関において、学校現場に作業を依頼する全ての事務事業について、2年毎に廃止・削減の目標を定めて見直しを実施

- 平成22年度から平成29年度までの廃止件数   138件
- 平成22年度から平成29年度までの改善件数   251件

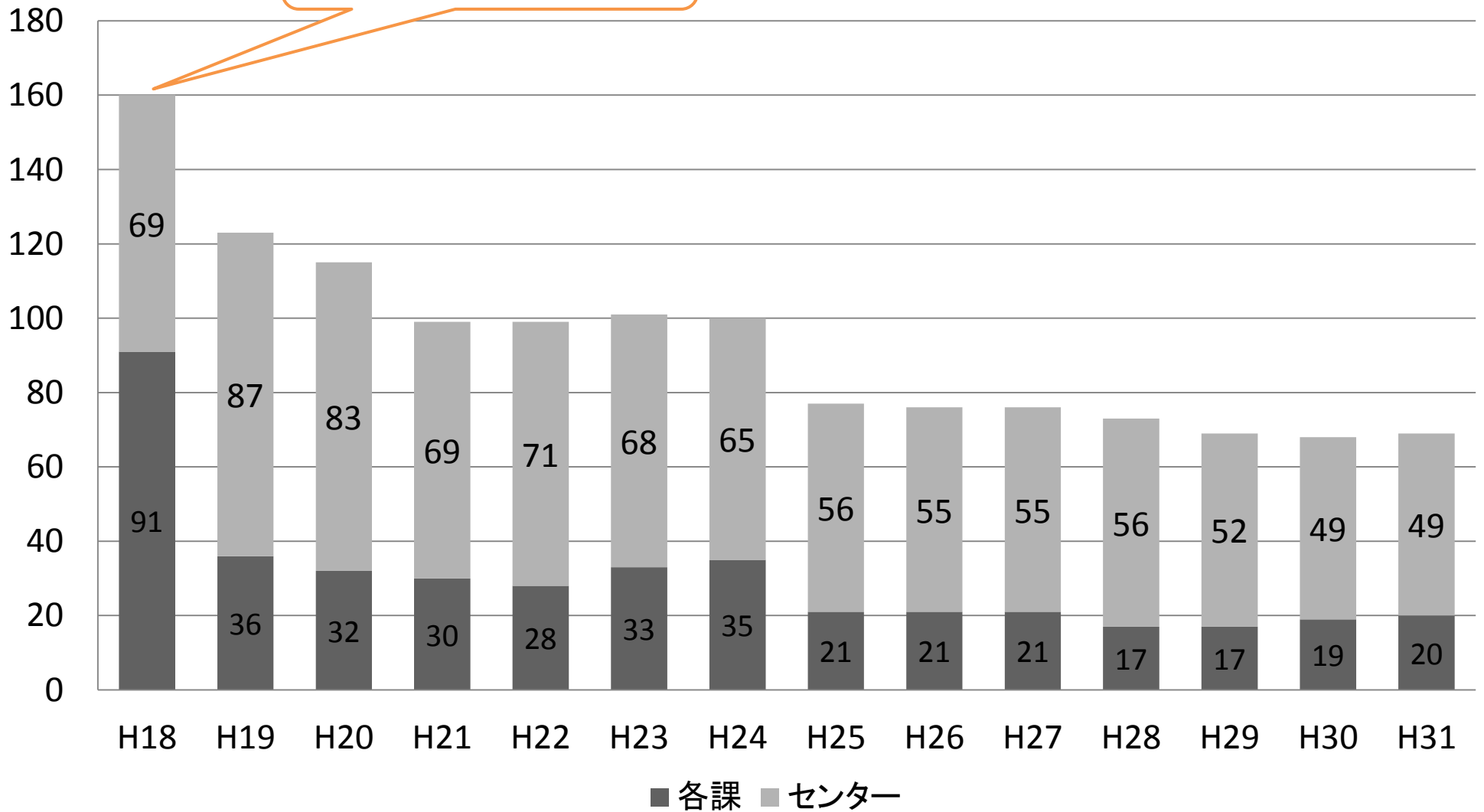
## 7 校務の情報化（平成22年度～）

- **全ての県立高校**に生徒指導要録や通知表等を作成する**教務支援システム**を導入（H22～）。
- **全ての県立学校**に教職員のサービス管理や休暇、旅行等の電子申請を行う**校務支援システム「ゆうnet」**を導入（H22～）。なお、「ゆうnet」については、県立学校版を市町村向けに改修し、**希望する市町村（現在34市町村）に無償提供や運営支援**を実施。



# 研修の見直しに伴う研修数の推移（「熊本県教職員研修計画」より）

H17年度以前は、  
200本以上の研修を実施



# 熊本県における主な外部人材活用の配置状況（令和元年度は予定）

|   | 外部人材  | 配置  |
|---|---|---|
| 1 | 障がい者就労支援<br>※データ入力等の事務作業、農作物への灌水・散水、農場等の除草等                   | R 1 49人 県立44校(高校31校、特別支援学校13校)<br>H 30 30人 県立25校(高校20校、特別支援学校5校)              |
| 2 | スクールサポートスタッフ  | R 1 10人 市町村立10校(9市町村：小学校10校)  |
| 3 | 県統括コーディネーター<br>※地域学校協働本部やコミュニティスクールの構築、放課後子供教室等の充実のための指導及び助言等 | R 1 5人 教育事務所5か所<br>H 30 5人 教育事務所5か所   |
| 4 | 外国語指導助手(A L T)<br>※日本人教師が行う外国語授業の補助、指導教材の準備の補助等               | R 1 36人 県立71校(高校50校、特別支援学校18校、中学校3校)<br>H 30 23人 県立71校(高校51校、特別支援学校17校、中学校3校) |
| 5 | キャリアサポーター<br>※求人開拓や就職支援、早期離職防止等支援、教員の資質向上を行う                  | R 1 13人 県立26校(高校23校、特別支援学校3校)<br>H 30 13人 県立27校(高校24校、特別支援学校3校)               |
| 6 | しごとコーディネーター<br>※工業系高校生の県内就職支援のための求人開拓や就職相談等を行う                | R 1 10人 県立10校(高校10校)<br>H 30 10人 県立10校(高校10校)                                 |
| 7 | 特別支援教育支援員   | R 1 9人 県立9校(高校9校)<br>H 30 7人 県立7校(高校7校)                                       |

# 熊本県における主な外部人材活用の配置状況（令和元年度は予定）

|    | 外部人材  | 配置   |
|----|---|--|
| 8  | スクールカウンセラー  | <p>R 1 95人 市町村立135校(32市町村：小学校64校、中学校71校)<br/> <u>県立50校(高校50校)、教育事務所9か所、山鹿市</u></p> <p>H 30 90人 市町村立115校(30市町村：小学校44校、中学校71校)、<br/>           県立51校(高校51校)、教育事務所9か所、山鹿市</p> |
| 9  | スクールソーシャルワーカー   | <p>R 1 29人 市町村立4校(4市：中学校4校)、<u>県立5校(高校5校)、<br/>           教育事務所9か所、山鹿市</u></p> <p>H 30 29人 市町村立3校(3市：中学校3校)、<u>県立5校(高校5校)、<br/>           教育事務所9か所、山鹿市</u></p>             |
| 10 | 学校支援アドバイザー<br>※小中学校の生徒指導の実態把握の<br>ための巡回訪問や保護者に対する<br>教育相談等の支援、SC及びSSWとの<br>連携・協働のコーディネーター | <p>R 1 15人 教育事務所9か所、<u>山鹿市</u></p> <p>H 30 15人 教育事務所9か所、<u>山鹿市</u></p>   |
| 11 | 部活動指導員  | <p>R 1 34人 <u>県立2校(中学校2校)、<br/>           市町村立学校(8市町村：中学校15校)</u></p> <p>H 30 14人 <u>県立1校(中学校1校)、<br/>           市町村立学校(4市町：中学校7校)</u></p>                                 |